

豊中市外部公益通報に関する事務要領

1. 目的

この要領は公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」といいます。）の施行に伴い、本市において、法第2条第1項に定める外部の労働者等からの法に基づく公益通報（以下「外部公益通報」といいます。）を適切に処理するために必要な事項を定めるものです。

2. 通報相談窓口

- 外部公益通報に関連する総合的な相談窓口は総務部法務・コンプライアンス課とします。
- 法務・コンプライアンス課では、外部公益通報の通報先の案内や、外部公益通報に関する情報提供を行います。
- 法務・コンプライアンス課は外部公益通報に関連する相談を受けたときは、台帳にその旨記録するとともに、担当課等（法第2条第3項の通報対象事実に係る事務を所掌する組織をいいます。）を案内します。

3. 通報の受付

- 担当課等は、通報の受付に当たっては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、次の事項を確認します。
 - ① 通報者の名前と連絡先
 - ② 通報の内容となる事実の概要（法第2条第3項各号に該当するかの判断）
 - ③ 当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを信ずるに足りる相当な理由の有無（証拠の有無だけで判断するのではなく、通報者の供述内容の具体性、迫真性等も考慮して総合的に判断します。）

このとき、担当課等は、通報者に対して通報者の秘密は保持されることを説明します。

※担当課等は、後述の外部公益通報書（様式第1号）の様式に基づいて通報者から必要な事項を確認し、通報の受付を行います。通報は面会のほか、電話、文書、メールなどの方法が考えられます。このとき、面会であれば別室で聴取する、電話であれば会話が担当外の職員に聞こえないよう工夫する等、通報者の秘密保持に配慮します。

- 担当課等は、通報の内容となる事実について、市が処分または勧告等をする権限を有

しないときは、権限を有する行政機関を通報者に対して教示します。

※権限ある行政機関が不明なときは、消費者庁の公益通報者保護制度ウェブサイト（アドレス：<http://www.cao.go.jp/planning/koueki/>）で検索するほか、関係機関、法務・コンプライアンス課に相談してください。

- 担当課等は最初の通報を受け付けた段階で、当該通報の内容が外部公益通報に該当するかどうかただちに判断できない場合は、後日改めて通報者に連絡することとします。
- 担当課等は、寄せられた通報についてその内容を検討し、これを外部公益通報として受理したときは受理した旨を、通報者に対し通知します。（外部公益通報受理通知書。様式第2号）このとき、必要と見込まれる調査期間を通報者に対し通知するよう努めます。

※行政機関に対する公益通報の要件については5ページからの「(参考) 行政機関への公益通報」を参照してください。

- 担当課等は、外部公益通報として通報を受理しないときは、受理しない旨または情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し通知します。（外部公益通報不受理通知書。様式第3号）

※「労働者等」以外の者から「通報対象事実」に関する通報がなされた場合、「労働者等」から「通報対象事実以外の法令違反の事実」が通報された場合及び顕名がなされなかった場合は、当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由が存在することを確認した上で、有益な情報提供として取扱い、できるだけ外部公益通報の処理の流れに準じた取扱いをお願いします。

行政機関に対する公益通報の要件については5ページからの「(参考) 行政機関への公益通報」を参照してください。

- 担当課等は受付に当たって把握した事項を外部公益通報書（様式第1号）に記載します。

4. 調査の実施

- 担当課等は、外部公益通報を受理したときは、必要な調査を行います。調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されることのないよう十分に配慮します。
- 担当課等は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報

者に対し、調査中は調査の進捗状況について適宜報告するようにするとともに、調査結果を通知するよう努めるものとします。（外部公益通報調査結果及び措置通知書。様式第4号）

※ただし、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の秘密保持が確保できないことが想定される場合には、通知しないことも可能です。利害関係人とは、通知に関して利害の関係のある者が広く含まれ、通報者の同僚や、被通報者（通報された者）も含まれます。

○担当課等は、調査結果を外部公益通報報告書（様式第5号）に記載します。

5. 受理後の教示

○担当課等は、外部公益通報の受理後において、市ではなく他の行政機関が処分または勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し教示します。

6. 措置の実施

○調査の結果、通報対象事実があると認められたときは、担当課等は速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」といいます。）を取ります。

○担当課等は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、当該措置の内容を通報者に通知するよう努めます。（外部公益通報調査結果及び措置通知書。様式第4号）

※ただし、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等の秘密保持が確保できないことが想定される場合には、通知しないことも可能であることは、「4. 調査の実施」の場合と同様です。利害関係人の範囲についても同様です。

○担当課等は、措置の内容を外部公益通報報告書（様式第5号）に記載します。

7. その他

○職員は自らが関係する通報事案の処理に関与してはならないものとします。

※自らが関係する通報事案とは、担当者自身が通報の対象となる法令違反行為を行った者の親族である場合などが想定されます。

○担当課等は通報事案の処理が終了したら、通報者の秘密保持に配慮しつつ、法務・コンプライアンス課に処理状況を報告するものとします。

※受付、調査、措置などの段階のうち、通報事案の処理がすべて終了した時点で、外部公益通報書の写しをもって法務・コンプライアンス課に処理状況を報告してください。通報者の個人情報は報告から削除してください。

- この事務要領は、平成 19 年（2007 年）9 月 1 日から施行します。
- この事務要領は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日から施行します。
- この事務要領は、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から施行します。
- この事務要領は、平成 29 年（2017 年）1 月 22 日から施行します。
- この事務要領は、令和 4 年（2022 年）6 月 1 日から施行します。

行政機関に対する公益通報について

公益通報者保護法によると、行政機関等に対する公益通報の要件は以下のものとなります。これらの全てを満たすものが、公益通報者保護法に基づく行政機関に対する公益通報となります。

【要件】

- ①「労働者又は労働者であった者、当該事業者の役員」からの通報であること
- ②「その役務提供先又はその法第 2 条第 1 項に定める役員（以下同じ。）、従業員等について」の通報であること
- ③「不正の目的」でないこと
- ④「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨」の通報であること
- ⑤ ④であると「信するに足りる相当の理由がある」こと
- ⑥「通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」に対するものであること

【要件の考え方】

- ①「労働者」「労働者であった者」「当該事業者の役員」

この制度にいう「労働者」は、労働基準法第 9 条における「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定義される労働者を指します。したがって、正社員に限らず、パートタイマー、アルバイトを含み、また、派遣労働者や取引先の労働者も含まれます。

「労働者であった者」とは、通報の日前 1 年以内に通報対象事実等に関係する事業者に雇用されていた労働者であった者、当該事業者派遣された派遣労働者であった者、当該事業者取引先の当該労働者であった者をいいます。

「当該事業者の役員」とは、役員で、当該事業に従事する者をいいます。

- ②「役務提供先」

この制度にいう「役務提供先」は、次のものをいいます。

ア. 当該労働者を自ら使用する事業者

イ. 当該労働者が派遣労働者である場合の当該労働者の派遣先

ウ. 当該労働者が事業に従事するア又はイの取引事業者

- ③「不正の目的」

「不正の利益を得る目的」、「他人に損害を加える目的」、「その他の不正の目的（公序

良俗や信義則に反する目的)」などが考えられます。

④「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている」

「通報対象事実」とは、公益通報者保護法及びこの法律の別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含みます。）に規定する犯罪行為の事実及びこれらの法律の過料の理由とされている事実、それに関連する法令違反行為のことであります。

⑤「信ずるに足りる相当の理由があること」

証拠の有無だけで判断するのではなく、通報者の供述内容の具体性、迫真性等も考慮して総合的に判断します。

⑥「権限を有する行政機関」

通報先となる行政機関は、法令違反行為について

○処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為）若しくは

○勧告等（勧告その他処分に当たらない行為）

をする権限を有する行政機関です。

つまり、豊中市が権限ある行政機関として公益通報の窓口となるのは、法令違反行為について処分や勧告等をする権限を市（市長、教育委員会など）が有する場合です。

なお、各法令の規定により直接権限を有する場合のほか、各法令の規定によりその権限に属する事務を行うこととされている場合（各法令や大阪府条例等で事務を委任されている場合）を含みます。

国（各省庁の大臣など）や都道府県に権限があるなど、市に権限がない行為についての公益通報があった場合、市は調査等の処理をすることはできませんが、権限ある行政機関を教示しなければならないこととなっています。

※この資料の内容ほか、公益通報者保護制度については、消費者庁作成の公益通報者保護制度ウェブサイトでご覧いただけます。

[\(http://www.caa.go.jp/planning/koueki/\)](http://www.caa.go.jp/planning/koueki/)